

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、翌日)  
(当たる翌日)

◆告示 土地改良事業計画の認可

目

次

告示

示

## 鳥取県告示第七百六十六号

昭和四十三年八月七日付けで西伯町長から申請のあつた土地改良（馬場地区農道橋整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十一月二十二日

- 一 縦覽に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し
  - 二 縦覽に供する期間  
昭和四十三年十一月二十二日から二十日間
  - 三 縦覽に供する場所  
西伯町役場
  - 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第七百六十七号
- 昭和四十三年八月七日付けで西伯町長から申請のあつた土地改良（落合地区農道橋整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。
- 昭和四十三年十一月二十二日
- 鳥取県知事 石破二朗
- 一 縦覽に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覽に供する期間  
昭和四十三年十一月二十二日から二十日間
- 三 縦覽に供する場所  
西伯町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第七百六十八号**

昭和四十三年八月七日付けで西伯町長から申請のあつた土地改良（下中谷地区農道橋整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第七百六十九号**

昭和四十三年十月十五日付けで岩美町長から申請のあつた土地改良（長谷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。